

移民市民権政策と比較分析

北海道大学 樽本英樹

1. 問題の所在

国際社会学において、比較分析はどのような意義を持つのだろうか。中でも、移民政策の比較研究はどのような意義や課題を抱えているのであろうか。国境を越える人の流れがとどまらない現在、市民権は移民の管理および社会統合の道具としてますます重要視されている。そこで本発表は、入国管理を含めた意味での移民市民権政策に着目し、各国間比較をすることでどのような研究上の地平が拓かれるのかを議論していく。

2. 研究史的観点

市民権は、法的地位、権利と義務、アイデンティティという3側面で構成されており、マイノリティを規制し統合する道具と見なされることが多い。その内実は、ハマー＝小井土＝樽本モデル(HKTモデル)が示すように多層的構造を示す。かえりみると、移民市民権政策研究はその初期から比較を方法としてよく用いてきた。たとえば今では古典的研究に属するRogers Brubakerの国籍付与に関するフランスとドイツの比較研究が挙げられる。各国を比較しつつ分類するという方法は、ある1国の研究でさえ暗黙に持ち込んでいる比較の視点を「見える化」しているという意味で、意義あるものである。

3. 比較の問題点

しかし、いくつかの問題点を随伴していたことも確かである。第1に、各国を分類する基準は何か。実はすでにある「常識」によって分類してしまっているのではないか。第2に、分類がカテゴリー内の差異を見えにくくしているのではないか。第3に、「エスニック国家よりも市民国家の方が望ましい」などの理論的またはメタ理論的前提を持っていないか。そこで、移民市民権政策研究は2つの方向性を見いだす。ひとつは理論的仮説の提出、もうひとつは対象国の増加である。

4. 比較志向的研究の展開

理論的仮説としてよく知られているものには、収斂仮説、ギャップ仮説、「国民国家への挑戦」仮説、市民権のリベラル化仮説があり、多かれ少なかれ、理論的には洗練されたと言えよう。さらに、対象国には西欧諸国に加えて、東欧諸国、北米諸国、オーストラリアやニュージーランドなどが適宜選ばれるようになった。しかしこのような研究の進展は、かえって比較分析の諸問題を浮き彫りにすることになった。たとえば、比較の共通性をどのように設定するのか。どのような諸国を「母集団」とすることが適切なのか。また、市民権を各国間で比較するためにどのように標準化の操作を施せばよいのか。さらには、移民市民権政策研究は各国間の相違を記述するだけにとどまってはいただろうか。

5. 結論

移民市民権政策研究は、比較分析をその初期から取り入れ発展してきた側面がある。ところが一方、方法論的観点に関して検討の余地を残していることも確かである。テロリズムやイスラム教徒移民の増加により「ナショナル市民権への揺れ戻し」が西欧諸国などで懸念される中、比較分析の手法を検討することは緊要な課題となっているのである。

* 本発表は以下の助成を受けて行われた研究の一部である。科学研究費補助金・基盤研究(C)(研究代表者 樽本英樹)。